

新型コロナウイルス感染症対策本部（第 64 回）

議事概要

1 日時

令和 3 年 5 月 14 日（金）18 時 11 分～18 時 26 分

2 場所

官邸 4 階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

防衛大臣 岸 信夫

内閣官房長官 加藤 勝信

国家公安委員会委員長 小此木 八郎

内閣府特命担当大臣 河野 太郎

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 平井 卓也

内閣府特命担当大臣 丸川 珠代

基本的対処方針分科会会長 尾身 茂

復興副大臣 亀岡 偉民

内閣府副大臣 赤澤 亮正

内閣府副大臣 ミッ林 裕巳

総務副大臣 新谷 正義

法務副大臣 田所 嘉徳

外務副大臣 宇都 隆史

財務副大臣 伊藤 渉

農林水産副大臣 宮内 秀樹

環境副大臣 堀内 詔子

内閣官房副長官 坂井 学

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣広報官 小野 日子

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 大沢 博

4 議事概要

【厚生労働大臣】

直近の感染状況ですが、専門家からは、全国の新規感染者数はほぼ上げ止まりから横ばいで、地域差が大きく見られ、急速に増えているところと、定常状態から減少傾向にあるところが混在している。重症者数、死亡者数も増加が続いており、更に増加する可能性が高い。

今後、緊急事態宣言の効果やGWの影響が、新規感染者数の増減として観察されるが、GW中は診療及び検査数が減少し、診断や検査の報告も遅れることから、GW明けの報告数が大きくなっていることにも留意する必要がある。

地域の動向を見ると、大阪、兵庫を中心に、医療提供体制や公衆衛生体制の非常に厳しい状況が継続しており、必要な医療を受けられる体制を守るためには、新規感染者数の減少を継続させることが必須。東京では、夜間滞留人口は減少が継続し、2回目の宣言中の最低値よりも25%低い水準に到達したが、緊急事態措置の開始から2週間が経過した現時点では、新規感染者数が上げ止まっているとは判断できない。北海道では、札幌市で若者を中心とする新規感染者数の増加が継続し、GWに伴う人の移動や会合などの影響で札幌以外の報告も増加、今後も感染拡大が予想される。北海道全体の感染レベルを下げるための更なる取組が必要。岡山、広島では、新規感染者数が非常に多く、今後も感染の拡大が続く可能性がある。感染のレベルを下げるための特段の取組が求められる。いわゆるインド変異株については、ゲノムサーベイランスにより全国的な監視を行いつつ、PCR検査を実施して監視体制を強化し、国内における感染拡大を可能な限り抑えていくことが必要。また、インド、パキスタン、ネパールに関する水際措置の強化が行われたが、今後も、国外での発生状況等も踏まえ、迅速に対応することが必要、といった評価を頂きました。

医療提供体制の強化に当たっては、コロナ病床の稼働率を上げるため、後方支援医療機関の確保が重要であり、これまでの1日最大1,700点算定できる診療報酬の特例評価に加え、今般、新たに300点の個室加算を最大90日間算定できることとしました。

さらに、新型コロナウイルス感染症患者の即応病床を割り当てられた医療機関に対する、1床当たり1,950万円の緊急支援の申請期限を5月31日まで延長するなどの取組を行っています。

最後になりましたが、各自治体で本格化している高齢者へのワクチン接種については、7月末の完了を目標にしっかりと取り組んでまいります。

【尾身会長】

基本的対処方針分科会を代表し、本日の議論の結果を御報告いたします。

本日の分科会では、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の公示案と基本的対処方針の変更案について諮問を受け議論いたしました。

本日は、まず、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として、群馬県、石川県、岡山県、広島県及び熊本県を追加し、期間を5月16日から6月13日までとする政府

案について諮問を受けました。

これに対し、ほとんどの分科会構成員から、北海道、岡山県、広島県については、変異株の影響により、新規陽性者数が非常に多く伸び率も高いこと、また、今後も急速な感染拡大が想定されることなどから緊急事態宣言の対象区域とするべきではないかという意見が出されました。

分科会の議論を受け、政府は今申し上げた3県を緊急事態宣言の対象区域とし、期限を5月31日までとする新たな諮問案を提示し、分科会としては、群馬県、石川県、熊本県の扱いを含めて合意いたしました。

また、地域の専門家の活用について都道府県でばらつきがあるため、そうした専門家をもっと活用すべきという意見や、医療機関以外の様々な場所での抗原検査キットを含めた検査を促進するべきという意見もありました。

政府におかれましては、地域の専門家の活用促進を自治体に働きかけ、様々な職場での抗原検査を含めた検査を促進していただきますようお願い申し上げます。

【西村国務大臣】

資料2及び資料3を参照していただきながら、緊急事態宣言の措置及びまん延防止等重点措置について、御説明いたします。

今ほど尾身会長からお話がありましたとおり、本日の基本的対処方針分科会におきまして、緊急事態措置を実施すべき区域について、5月16日から5月31日までを期間として、北海道、岡山県及び広島県を加えること、まん延防止等重点措置を実施すべき区域については、5月16日から6月13日までを期間として群馬県、石川県及び熊本県を加えることについて、お諮りし、御了解いただきました。

なお、北海道、岡山県及び広島県につきましては、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とする案で分科会にお諮りをいたしましたが、3点御意見が出ました。1点目は変異株の影響もあり、今後の感染拡大が想定されること、2点目は病床のひっ迫度合いが、数値以上に厳しいとの医療現場からの専門家の御意見、3点目は強い措置の具体的内容と併せて住民に早めの行動変容を促し、危機感を醸成するには、緊急事態宣言を発出することにより、強いメッセージを出すことが重要といった御意見です。

これらの御意見を踏まえまして、緊急事態措置を実施すべき区域とする新たな諮問を行い、全会一致で御了解を頂きました。この後、政府対策本部長である総理に、緊急事態宣言の区域の追加とまん延防止等重点措置に関する公示を行っていただくこととしたいと思っております。

また、これに併せて、基本的対処方針の変更についても、分科会で御議論いただいたところであり、この後、この本部で決定したいと考えております。

主な変更点を申し上げます。

資料4-1を御覧ください。

21 ページに高齢者施設の従事者等の集中的検査について、検査実施に参加する施設を増加させることが課題であり、その方策として、前回記載をいたしました「好事例の横展開」に加えて、特措法第24条第9項に基づき、知事が施設に対して検査を

受けるよう要請を行う、という方法を記載いたしております。

22・23 ページにインドで最初に検出された変異株への対応が求められる中、従来から強化を進めてきた英国で最初に検出された変異株等に対する全国的な監視体制を継続していくことと併せ、ゲノム解析や国委託の民間検査機関で L452R 変異株 PCR 検査を実施し、インドで最初に検出された変異株の全国的な監視体制を強化する旨を記載いたしております。

今回の追加によりまして、緊急事態措置が 9 都道府県、まん延防止等重点措置が 10 県、併せて 19 都道府県となるなど、全国的に感染状況、病床の状況が厳しくなっております。感染力が強く重症化リスクも懸念されている変異株への置き換わりも進んでいることから、危機感を強めております。

各地の知事と、こうした状況について緊密に意見交換を行い、危機感を共有しながら、分析を進めているところでありますが、引き続き、連携しながら、何としても感染拡大を抑えるべく、これまで以上に徹底的な対策を講じてまいりたいと思います。御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

【内閣官房長官】

ほかに御発言等ございますでしょうか。

【国土交通大臣】

北海道の緊急事態宣言の措置なのですが、北海道というのは、広大な地域であるため、必ずしも人との交流が札幌市等の中央部と道東地域が盛んなわけではありませんので、それに対する具体的な措置をどのようにするのか。納得できる御説明を頂けたら有り難いと思います。

【西村国務大臣】

その点を考慮した上、基本的対処方針分科会におきまして、まん延防止等重点措置の御提案をいたしました。最終的に緊急事態宣言となりました。

なお、昨年の緊急事態宣言のとき、北海道はブロックごとに措置を変えた例もあります。

そうしたことを踏まえながら、北海道においても、札幌市を中心とした地域の措置について、今調整を進められていると思います。

いずれにしても、北海道の感染者数については、札幌市とその周辺の感染者数が約 7 割、8 割を占めているため、そのエリアの感染拡大を抑えることが大事だと思います。

【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【内閣総理大臣】

本日、緊急事態宣言の対象地域に、北海道、岡山県、広島県を追加し、期間を5月16日から5月31日までとすることとし、また、まん延防止等重点措置の対象地域に、群馬県、石川県、熊本県を追加し、期間を5月16日から6月13日とすることを決定いたしました。

全国の感染状況は地域によって差が見られ、急速に感染が拡大している地域があります。こうした中で、比較的人口規模も大きな北海道、岡山県、広島県においては、新規感染者数が極めて速いスピードで増加しており、今朝の分科会における専門家の御議論を踏まえ、緊急事態宣言に追加することといたしました。

緊急事態宣言の地域においては、飲食店におけるお酒やカラオケの提供の停止、テレワークの促進など、それぞれの自治体と協力して、対策を講じてまいります。また、まん延防止等重点措置の地域においては、飲食店の時間短縮や見回りなどの集中的な対策を講じ、さらに、飲食店のお酒の提供の停止など、緊急事態宣言と同様の措置もできることといたしております。

感染対策の決め手となるワクチン接種については、全国の自治体で、今週から順次、本格的な接種が進んでいます。7月末までに希望する高齢者の接種を終えることができるように、ワクチン接種の加速化に政府を挙げて取り組んでまいります。

各大臣におかれては、本日の決定に基づき、改めて対策を徹底していただくようお願いいたします。

以 上